

「地域計画」の策定に向けて



【地域計画とは?】

地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

おおむね **10年後**を見据え、地域の農業をどう残していくかを計画します。

地域の皆さんの意見を反映した地域計画を作成するため、**担い手を含め、農地所有者、地域住民**なども交えた話し合いが必要となります。

令和7年3月までの策定に向け、地域が一体となり、取り組むことが大切です。

なお、地域計画の位置付けにより受けられる支援措置がございます。

【背景】

これまで、地域での話し合いにより、**人・農地プラン**を作成・実行してきていただきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地の拡大など、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等**に向けた取組みを加速化することが喫緊の課題です。

【課題解決の取組み】

○**基盤法等の改正法が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行**しました。

-**人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画**を定める

-**計画を実行するため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進める

【話し合いの主な内容】

◆**地域の現状と課題・将来の在り方**

◆**10年後、地域の農地は「いつ」「誰が」「どの農地を」**利用していくか

◆**農地の集約化に向けた目標・取組**

◆**農業を担う者の確保や育成の方法** など

まずは地域農業の現状や課題、今後の考えを共有することが大切です。

→**話し合いの結果**を反映した**目標地図**(耕作者ごと等に色分けした地図)を作成し、その後、**地域計画**を策定します。